

普通預金

平成28年2月25日現在

商品名 (愛 称)	普 通 預 金
ご利用いただける方	・ 個人、法人
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入できます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 随時払戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 1年を365日とする日割計算とします。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円としてお利息を計算します。
税 金	・ 個人のお客さまの場合、お利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ・ 法人のお客さまの場合、お利息は利子所得として15.315%（所得税及び復興特別所得税）が源泉徴収され、総合課税となります。
手数料	・ キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください）。
付加できる 特約事項	・ 個人は、「総合口座」による当座貸し越しのお取扱いができます（自動継続定期預金を担保として組み入れ、合計残高の90%、または300万円のうちいずれか少ない金額の範囲で自動的にご融資し、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります）。 ・ 個人は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	—
金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接

	お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ 預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫